

# 会 議 記 録

令和3年度第1回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会 会議録

日時：令和3年8月6日（金）午前10時00分～10時35分

場所：小牧市役所 本庁舎 3階 301会議室

## 【出席委員】 13名

小牧市議会：小島 倫明

小牧市区長会連合会：倉地 芳宜

一般社団法人愛知県トラック協会：丸川 靖彦

小牧小売酒販組合：佐藤 龍司

小牧市社会福祉協議会：松岡 和宏

小牧商工会議所：中嶋 洋喜

一般社団法人小牧青年会議所 小池 公二

愛知県たばこ販売協同組合尾張支部：鈴木 弘子

こまき環境市民会議：末松 雅彦

小牧市国際交流協会：高橋 恵子

小牧市小中学校PTA連絡協議会：水野 雅尚

小牧市女性の会：佐橋 八千代

小牧スカウト連絡協議会：船橋 鐸夫

## 【欠席委員】 6名

尾張中央農業協同組合：郷司 達哉

小牧ライオンズクラブ：石原 浩一

小牧ロータリークラブ：三輪 憲一

小牧市小中学校長会：新家 秀昭

こまき市民活動ネットワーク：鳥居 由香里

小牧市老人クラブ連合会：片野 貞夫

## 【事務局】 7名

舟橋市民生活部長、林市民生活部次長、藤田ごみ政策課長、  
鈴木環境対策課長、余語収集美化係長、近藤主事、河村主事

## 【傍聴人】 0名

内 容	
藤田課長	<p>それでは定刻となりましたので始めさせていただきたいと思えます。本日は、お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。私は本日の進行を務めます、ごみ政策課長の藤田です。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、お手元の次第に従いまして進行させていただきます。</p> <p>はじめに次第1についてでございますが、今回、2名の委員の変更を行いましたので、資料2の名簿に沿って新規の方のみ、ご紹介の方をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～新規委員紹介～</p>
藤田課長	<p>よろしくお願ひします。続きまして、令和3年度の人事異動に伴い、事務局の職員が変更となりましたので自己紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">～部長以下、事務局紹介～</p>
藤田課長	<p>それでは、開催にあたりまして、船橋会長より、ごあいさつをいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
船橋会長	<p style="text-align: center;">～あいさつ～</p>
藤田課長	<p>ありがとうございました。それでは、これより令和3年度第1回、小牧市快適で清潔なまちづくり協議会に移りたいと思えます。</p> <p>なお、この会議及び会議の議事録は公開となっておりますので、ご承知のほどよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第3の議事に入ります。小牧市快適で清潔なまちづくり条例施行規則の規定に基づきまして、議事の進行につきましては、船橋会長にお願ひいたします。</p>

藤田課長	<p>なお、質疑応答につきましては、事務局の方からスタンドマイクを席までお持ちさせていただきますので、マイクを通じてご発言をしていただくようお願いいたします。スタンドマイクは事務局でお持ちしますので、マイクに触れることなく、そのままご発言をしていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
船橋会長	<p>それでは、議事（１）令和２年度快適で清潔なまちづくり推進事業実績報告について、事務局の方から説明を求めます。よろしく申し上げます。</p>
余語係長	<p>それでは、議事１、令和２年度快適で清潔なまちづくり推進事業実績報告について説明させていただきます。</p> <p>３ページの資料３をご覧ください。</p> <p>前回の協議会で令和２年度快適で清潔なまちづくり推進事業の中間報告をいたしました。報告した事業の中でクリーンアップ事業及びアダプトプログラム推進事業の実績が確定しましたのでご報告します。</p> <p>なお、令和２年度につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、多くの団体が活動を控えており、活動実績も前年度と比較して大きく減少しております。</p> <p>英数字Ⅰ（いち）、「快適で清潔なまちづくり推進事業」 クリーンアップ事業への参加人数です。</p> <p>① こまきクリーンアップ活動の内訳として、一番上にあるクリーンアップ活動実施団体については、地域の美化団体や事業所等による散乱ごみの収集活動の実績となっており、参加人数は延べ９，５３２人となっております。また、以下の大山川クリーンアップ行事、合瀬川美化活動、小牧市職員組合などの活動については、コロナ禍のために、中止となっております。</p> <p>② 地区大掃除での参加人数は延べ１８，１５４人となっております。</p>

余語係長	<p>③ 昨年の小牧山美化活動はコロナ禍のために、中止となっております。</p> <p>④ 昨年のごみ散乱防止市民行動の日、小牧まち美化ウォークはコロナ禍のために、中止となっております。</p> <p>⑤ ごみの散乱防止重点地域の清掃活動については、令和2年9月15日をもって、重点地域の指定を解除しましたので、参加人数は指定解除日までの実績となっております、延べ81人となっております。なお、トラックターミナル区や小牧トラックターミナル運営委員会については、指定解除後も引き続き、清掃活動を続けております。</p> <p>以上、①～⑤の活動実績を合わせて、クリーンアップ事業への参加者人数は、延べ27,767人となりました。</p> <p>次に、英数字Ⅱ（に）、アダプトプログラム推進事業では、46団体、9個人の登録があり、登録者数合計は1,755人、活動参加者数が延べで合計14,493人となりました。</p> <p>これらを合計いたしまして市、市民、事業者等が協働して行った令和2年度の環境美化活動の参加者は、42,260人となり、令和元年度実績と比べ、約64,700人減少しています。以上で議事（1）の説明を終わります。</p>
船橋会長	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局から、説明がありましたが、皆さんの方から、何かご質問・ご意見等はございませんか。</p> <p>～質問なし～</p>
船橋会長	<p>それでは、次の議事（2）令和3年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画について、事務局に説明を求めます。よろしくお願いいたします。</p>
余語係長	<p>議事2、令和3年度快適で清潔なまちづくり推進事業計画について説明させていただきます。</p>

余語係長	<p>4 ページの資料 4 をご覧ください。</p> <p>4 月 1 0 日に予定していました「小牧山美化活動」は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。</p> <p>不法投棄未然防止夜間パトロールは、ごみ政策課職員により 6 月中に 4 回、地区割りをして市内一円のパトロールを行いました。次回は 1 2 月に 4 回の実施を予定しております。</p> <p>8 月にあります 6 日、本日開催のこの協議会です。第 2 回を 2 月 1 8 日（金）に予定しています。</p> <p>次に、1 0 月 2 日（土）「ごみ散乱防止市民行動の日」ですが、こちらにつきましては、この後の議題としてありますので、その折に説明をさせていただきます。</p> <p>また、通年事業として、以下にあるとおり、本年も様々な事業への取り組みを予定しております。以上で議事（2）の説明を終わります。</p>
船橋会長	<p>ありがとうございました。本年度の活動計画について、ただ今、説明がありましたが、皆さんの方から何かご質問ございませんでしょうか。</p> <p>～質問なし～</p>
船橋会長	<p>特にないようですので、本年度の事業計画については、このとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議事（3）「ごみ散乱防止市民行動の日」について、事務局から説明を求めます。</p>
余語係長	<p>議事 3、令和 3 年度「ごみ散乱防止市民行動の日」について説明させていただきます。</p> <p>5 ページの資料 5 をご覧ください。</p> <p>「小牧市快適で清潔なまちづくり条例」第 2 1 条に基づき、市民や事業者の環境美化意識の向上と理解を深めるため「ごみ散乱防止市民行動の日」を定め、市民行動の日には、その趣旨に</p>

<p>余語係長</p>	<p>ふさわしい事業を実施することとなっております。</p> <p>昨年、本協議会において、本年の市民行動の日は10月2日と定めております。それに合わせて実施する「まち美化ウォーク」につきましては、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市としても市民まつり等のイベントを中止とさせていただいていることもあり、中止とさせていただきたいと考えております。</p> <p>「ごみ散乱防止市民行動の日」の行動宣言としては、広報により環境美化意識の啓発を図るものとしたと考えております。</p> <p>簡単ではございますが、以上をもって議事（3）の説明を終わります。</p>
<p>船橋会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局の方から、ごみ散乱防止市民行動の日について、新型コロナウイルス感染防止のため、「まち美化ウォーク」は中止し、広報による環境美化意識の啓発を図るという案が提示されました。</p> <p>ここ最近、コロナのために色々、中止とか延期ばかりになりますが、こういった状況からやむを得ないと思います。</p> <p>委員の皆さんの中で何かご意見がありましたら、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>～質問なし～</p>
<p>船橋会長</p>	<p>ありがとうございます。今年度については、事務局の方から説明がありましたとおり、この案で実施したいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>議事の最後になりますが、（4）として「表彰状・感謝状贈呈団体の選定について」、事務局に説明を求めます。よろしく申し上げます。</p>

余語係長

議事 4、「表彰状・感謝状贈呈団体の選定について」を説明させていただきます。

6 ページの「資料 6 - 1」をご覧ください。ごみ散乱防止市民行動の日顕彰要綱に基づき、ごみ散乱防止に貢献し、その功績が顕著なもの並びに模範と認められるものに対し、本協議会会長から、表彰又は感謝の意を表すものです。例年は、当協議会の皆様からのご推薦をもとにいくつかの団体を選出し、「市民行動の日」のイベントで表彰を行っております。

先日、事務局から表彰状・感謝状贈呈団体の選定について、皆様に推薦依頼の通知をさせていただきましたところ、7 ページの「資料 6 - 2」のとおり、米野さわやか会から「有限会社山昌自動車様」への推薦がありましたので、推薦理由について説明します。

「有限会社山昌自動車様」の活動内容としては、平成 16 年以前から米野小学校北交差点のハナミズキ通り周辺で、日々、米野区内の清掃活動を行っていただいております。

また、推薦書の活動概要②にありますとおり、地域団体への活動支援も積極的に行っていることから、第 2 条第 1 号の表彰状候補者に推薦いただいております。

今回、推薦がありましたのは「有限会社山昌自動車様」1 件ですが、活動いただいている団体の意欲を高める意味で、例年 2 ～ 3 団体ほど表彰しておりますので、事務局の方からも 2 団体を推薦したいと思います。

はじめに、8 ページの「資料 6 - 2」にありますとおり、「三井金属計測機工株式会社様」は平成 21 年 6 月 4 日に小牧市公共施設アダプトプログラム合意書を締結いたしました。活動の内容としては、市道小木 2 号線外で、長年にわたり小木地区内の清掃活動を行っております。令和 2 年度の実績としては、47 名の方が年間 6 回活動しており、延べ 191 名の参加となっております。

以上のことから、ごみ散乱防止に力を入れ、同地域の環境美化に取り組まれていることから、第 2 条第 2 号の表彰状候補者

<p>余語係長</p>	<p>として推薦させていただきます。</p> <p>続きまして、9ページの「資料6-2」にありますとおり、「にっとくスマイル株式会社様」は平成30年10月25日に小牧市公共施設アダプトプログラム合意書を締結いたしました。活動の内容としては、市道巾下川左岸堤2号線外で、岩崎地区内の清掃活動を行っております。令和2年度の実績としては、35名の方が週1回活動しており、延べ1,799名の参加となっております。</p> <p>以上のことから、ごみ散乱防止に力を入れ、同地域の環境美化に取り組まれていることから、第3条第1号の感謝状候補者として推薦させていただきます。</p> <p>以上、3つの団体について、ご審議をお願いします。</p> <p>なお、議事3の方でも説明させていただきましたが、「市民行動の日」のイベントを中止とさせていただきましたので、表彰状・感謝状につきましては、事務局から直接、渡させていただきますと考えております。</p> <p>申し訳ありません。資料の訂正をお願いします。6ページ資料6-1の表題を議事6から4に修正させていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>以上で、議事(4)の説明を終わります。</p>
<p>船橋会長</p>	<p>ありがとうございました。ただ今、事務局の方から今年度は3団体について推薦がございました。表彰状・感謝状の贈呈団体の選定について、皆さんの方から何かご意見がございましたら、よろしくをお願いします。</p> <p>～ 意見なし ～</p>
<p>船橋会長</p>	<p>ありがとうございます。表彰状・感謝状の贈呈は、この3団体に行いますのでよろしくお願いします。予定の議事については以上でありますので、事務局の方から、この後についてよろしくお願いします。</p>



藤田課長	<p>ありがとうございました。それでは、次第に従いまして4のその他に入りたいと思います。その他といたしまして、環境対策課より、小牧市建築物等及び空地の適切な管理に関する条例（案）について説明させていただきますので、よろしくお願ひします。</p>
鈴木課長	<p>失礼します。環境対策課の鈴木です。それでは、その他、小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例制定についての小牧市の考え方について、資料7-1、7-2のA4につきましてご説明させていただきます。</p> <p>条例制定にいたる背景としまして、空家につきましては、人口減少、少子高齢化などにより本市に限らず、全国的に増加している状況があり、中でも、適正に管理をされないことで、隣近所や地域の皆様の生活環境に影響を及ぼすといった事例も見られているところであります。</p> <p>そのようなことから、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されましたが、この特別措置法だけでは、生命、身体、財産を保護するために、緊急的に空き家の敷地に立ち入って対応することが難しく、空き家の適切な管理に関する条例を検討してきたなか、周辺的环境に影響を与えるという意味では、空き家だけに限らず、居住の有無を問わず全ての土地・建物を対象とした、いわゆる「オールインワン」の形で適正な管理についての条例を制定する必要があるという考えのもと、複数の関係部署において検討を進めてきました。</p> <p>資料7-1の「小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に対する考え方」をご覧ください。</p> <p>1 目的、空家等対策の推進に関する特別措置法で定めるもののほか、市内にある建築物等及び空き地に対し、その適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、建築物等及び空き地が管理不全な状態となることを防止し、市民の生命、身体及び財産の保護並びにその生活環境の保全を図り、もって公共の福祉の増進と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することとす</p>

鈴木課長

るものです。

今回、条例として考えていますのは、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に規定する「空家等」のほか、施策の対象を市内にある建築物等及び空き地に広げています。

資料7-2の「建築物等及び空き地の使用状況と管理状態における市の対応の考え方」をご覧ください。

この表は今回、考えています条例が施行されたとき、施策の対象である建築物等及び空き地に対して、所有者等の管理状態により市はこうした対応をすることができることを簡潔に記載したものになります。

上段の建築物等について、縦軸に建築物等の使用状況によって「居住建築物等」、「使用建築物等」、「居住も使用もされていない建築物等」（空家等該当未満）、「空家等」に分類しています。

そして、横軸に所有者等の管理状態が、「管理不全な状態」、「危険な状態が切迫している場合」にあるとき、それぞれ市の対応の考え方を表したものになります。

資料7-1をご覧ください。ここで「管理不全な状態」、「危険な状態が切迫している場合」について説明させていただきます。

2 項目の説明、①管理不全な状態とは建築物等又は空き地が適切に管理がされていない状態であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 建築物又は工作物が倒壊等するおそれのある状態

イ. 屋根・外壁等が脱落、飛散等するおそれのある状態

ウ. 擁壁が老朽化し、周囲に危険を及ぼすおそれのある状態

エ. 立木(たちぎ)その他の土地の定着物が、公道との境界線を越え通行の妨げになっている状態又は不特定多数の地域住民等に被害を及ぼすおそれのある状態

オ. 空き地において、雑草(これに類するかん木を含む。)が繁茂し、又は枯草が密集し、それらがそのまま放置されているために火災、犯罪又は害虫の発生原因となり、生

鈴木課長

活環境が阻害されるおそれのある状態

カ. 堆積された状態にある廃棄物等に起因して、害虫等が生息している状態等、周辺的生活環境に著しい影響を及ぼしている状態又はそのおそれのある状態

キ アからカまでに掲げるもののほか、目的を達成するために放置することが不適切である状態として市長が認めたもの

具体的な例として、資料7-2をご覧ください。建築物等の管理不全な状態の例として、3点あげています。

3番目の廃棄物等が堆積して周辺的生活環境に著しい影響をおぼすおそれのある状態にある居住建築物等をいわゆる「ごみ屋敷」といいますが、今回、考えています条例の施策の対象としています。建築物等がこのような管理不全な状態にあるとき、市条例の規定において対応できることを記載しています。

空家等については、市条例の規定のほか、特定空き家等と認定された場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法の規定において対応できることも記載しています。

所有者等が建築物等を適切に管理している状態であれば、市が対応することはありません。

しかしながら、建築物等が管理不全な状態にあるとき、分類した使用状況にある建築物等に対して、市は、①立入調査、②所有者等を把握するための情報の利用、③助言又は指導をすることができることとしています。

なお、空家等に対しては、空家法の規定により、法の施行の範囲において所有者等を把握するための情報の利用をすることができます。

上段表1行目、居住建築物等の廃棄物等が堆積して周辺的生活環境に著しい影響をおぼすおそれのある状態で、③助言又は指導を受けた、いわゆるごみ屋敷の所有者等から必要な援助を希望する申出があつて、自ら解消することが困難であると認めるときは、④解消するための援助をすることができることとします。

そうした援助を希望する申出もなく、状態が改善されないとき

鈴木課長

は段階を踏みつつ、⑤勧告、⑥命令、⑦行政代執行ができることとします。

続いて、下段は空き地について、記載したものです。空き地が管理不全な状態にあるとき、市は、①立入調査、②所有者等を把握するための情報の利用、③助言又は指導をすることができることとしています。

空き地が雑草、枯草が繁茂して、生活環境が阻害されるおそれのある状態で、③助言又は指導をしたにもかかわらず、状態が改善されないときは段階を踏みつつ、④勧告、⑤命令、⑥行政代執行ができることとします。

資料7-1をご覧ください。続いて、②危険な状態が切迫している場合に必要な最小限の措置、緊急安全措置等とは、建築物等又は空き地がそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態、そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態又はその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあり、不特定多数の人の生命又は身体に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合で、緊急の必要があると認めるときは、危険な状態を回避するために必要な最小限の措置を行うことができることとしています。

空家等にあつては、「人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫している場合に、必要な最小限の措置を行うことができる」とします。

また、空家等においては、地域防犯及び保安上の支障を除去し、又は軽減することができるときは、開放されている扉又は窓の閉鎖、支障物の移動、立入禁止のための措置その他軽微な措置を行うことができることとしています。

措置を行った場合には措置の内容を所有者等に通知し、措置に要した費用を所有者等に請求することができることとしています。

本日、快適で清潔なまちづくり協議会におきまして、市の考え方を説明させていただきました。この考え方につきましては

鈴木課長	<p>6月の空家等対策協議会、7月の環境審議会におきましても説明させていただいたところです。</p> <p>この条例案については、8月中旬からパブリックコメントにより市民の皆様からいただいた意見と市の考え方について修正が必要であれば加えさせていただき、その後、令和3年第4回定例会、12月議会において条例案を提案しようとするものです。</p> <p>以上が「小牧市建築物等及び空き地の適切な管理に関する条例制定についての市の考え方及び条例制定までのスケジュール」の説明になります。</p> <p>ただいまの件につきまして、何かご質問・ご意見等はございますでしょうか。</p> <p>～質問なし～</p>
藤田課長	<p>ありがとうございました。次第の一番下にも書いてありますが、次回の第2回協議会は令和4年2月18日（金）の午前10時から、会場につきましては本日の301会議室を予定しております。開催通知は日にちが近くなりましたら、あらためてご案内させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回小牧市快適で清潔なまちづくり協議会を閉会させていただきたいと思えます。長時間にわたり、大変ありがとうございました。</p>